



鳥取県公報

平成 28 年 6 月 14 日 (火)
第 8 8 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (421) (障がい福祉課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (422) (青少年・家庭課) 2
	保安林の指定の解除予定 (423) (森林づくり推進課) 2
	土地改良区の役員の就退任 (424) (西部総合事務所農林局) 2
◇ 公 告	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) 3

告 示

鳥取県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	育成医療、更生医療	平成28年5月30日

鳥取県告示第422号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県児童扶養手当システム構築・運用保守業務プロポーザル審査会	児童扶養手当システムの調達に係る受託者の選定に関する事項	平成28年6月14日から同年11月30日まで	子育て王国推進局青少年・家庭課

鳥取県告示第423号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字口宇波字大ヶ谷551の3、大字西宇塚字北谷南谷757の158
- （2）保安林として指定された目的
水源のかん養
- （3）解除の理由
道路用地とするため
- 2（1）解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字口宇波字大ヶ谷549の4から7まで、553の11
- （2）保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- （3）解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

監 事 汐 田 博 史 西伯郡大山町妻木467
" 小 原 範 雄 西伯郡大山町唐王693
平成28年3月8日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 汐 田 博 史 西伯郡大山町妻木467
" 小 原 範 雄 西伯郡大山町唐王693
平成28年3月28日就任 任期4年

公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成28年6月14日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
- (2) 施設警備業務 1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
- (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時

平成28年9月23日（金）午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 審査の方法

審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

(5) 空港保安警備業務（2級）

旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者

- (6) 施設警備業務（2級）
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
 - (7) 交通誘導警備業務（2級）
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
 - (8) 貴重品運搬警備業務（2級）
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
平成28年 8 月 22 日（月）から同月 26 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 葉
 - (2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
 - (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
 - (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110（代））にすること。